

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## 議案第138号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議案第140号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年12月14日(木) 総務部人事課

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## 1 改正を必要とする条例

- ・大津市一般職の職員の給与に関する条例
- ・大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## 2 改正の趣旨

### (1) 人事院勧告等に伴う給与改定

令和5年の人事院勧告及び県人事委員会勧告に準拠しながら、本市職員の給与改定を実施するため、関係条例の改正を行う。

### (2) 「より発展した人事給与制度」の実施

加えて、「より発展した人事給与制度」を実施するにあたり、行政職給料表及び医療職給料表(3)における各級の最高号給の内、国家公務員の俸給表の水準に達していないものについて、その均衡を図るため引上げを行い、かつ本市独自の施策として「転換号給制度」を採用して昇給の基準について整理するため、大津市一般職の職員の給与に関する条例の改正を行う。

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## 3 内容

### (1) 人事院勧告等に伴う給料表の改定

人事院勧告等の内容を鑑み、給料を引き上げる。(若年層ほど改定率が大きくなるように傾斜がかかっているものの、すべての正規職員について影響がある。)

特定任期付職員にかかる給料月額についても改定する。(本市に該当職員なし。)

改定後の給料表は、令和5年4月に遡及して適用する。

	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	教育職(1)	教育職(2)
平均引上率	1.11%	0.33%	0.67%	1.24%	0.34%	2.48%	0.38%
平均引上額	3,427円	1,733円	2,213円	3,710円	1,126円	6,954円	1,479円
現行平均月額	309,359円	521,618円	329,877円	298,530円	328,460円	279,770円	389,185円
改定後平均月額	312,786円	523,351円	332,090円	302,240円	329,586円	286,724円	390,664円
平均年齢	41.7歳	50.7歳	41.5歳	41.5歳	57.5歳	38.6歳	47.4歳

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## <行政職給料表適用者での比較>

		大津市	国	滋賀県
給	与 改 定 率	0.86%	0.96%	0.98%
給	与 改 定 額	3,351円	3,869円	3,636円
内 訳	給 料	3,046円	3,431円	3,363円
	諸 手 当	—	—	64円
	はねかえり (地域手当分)	305円	438円	209円
現 行 平 均 給 与 額		389,627円	404,015円	372,899円
改 定 後 平 均 給 与 額		392,978円	407,884円	376,535円
平 均 年 齢		42.4歳	42.4歳	41.6歳

(滋賀県については、扶養手当の改正も実施しているため、諸手当分の改定額が発生)

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## 3 内容

### (2) 勤勉手当の改定(令和5年度賞与)

令和5年12月賞与の期末・勤勉手当について、支給月数を引き上げる。

区	分	現 行	改定後	増 減
期末手当	(一般の職員)	1. 20	1. 25	0. 05
勤勉手当		1. 00	1. 05	0. 05
期末手当	(暫定再任用職員)	0. 675	0. 70	0. 025
勤勉手当		0. 475	0. 50	0. 025

※期末・勤勉手当の年率 一般職員 4. 40月分⇒4. 50月分

暫定再任用職員 2. 30月分⇒2. 35月分

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## 3 内容

### (3) 期末・勤勉手当の改定(令和6年度賞与)

令和6年6月及び12月賞与の期末・勤勉手当について、支給月数を引き上げる。

区 分	現 行	改定後	増 減
期末手当(6月)	1. 20	1. 225	0. 025
勤勉手当(6月)	1. 00	1. 025	0. 025
期末手当(12月)	1. 20	1. 225	0. 025
勤勉手当(12月)	1. 00	1. 025	0. 025
期末手当(6月)	0. 675	0. 6875	0. 0125
勤勉手当(6月)	0. 475	0. 4875	0. 0125
期末手当(12月)	0. 675	0. 6875	0. 0125
勤勉手当(12月)	0. 475	0. 4875	0. 0125

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## 3 内容

### (4) より発展した人事給与制度の実施

#### ○ 「より発展した人事給与制度」とは？

平成29年度から実施された「人事給与構造改革」により、給料表の最高号給引き下げや昇任制度の見直し等を行った結果、課題であった「昇任意欲の向上」「職責と処遇の一致」「持続可能な組織体制の構築」について一定の成果をあげた。

しかしその後、令和2年度の職員アンケート調査によって、「モチベーションの低下」がみられるなど、新たな課題が生じている状況である。

今般、「より発展した人事給与制度」として、「人事給与構造改革」の成果を維持しつつ、現行の課題を解決していくための施策として、「給料表の見直し」と「転換号給制度の導入」を行う。



# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)



## ○より発展した人事給与制度における具体的な給与施策

### 「給料表の見直し」

行政職給料表の1～5級及び医療職給料表(3)の1～4級について、国家公務員の俸給表の水準と均衡を図るため、最高号給を引き上げる。

### 「転換号給制度の導入」

職員のキャリアビジョンが多様化する中、昇任を希望しない職員についても、「自分自身の成長や能力を示すこと」で昇給できる制度をつくる。

そのための起点として「転換号給」を設定する。現在の大津市の採用条件を加味し、40歳採用者が昇任試験を受験する時期を考慮した号給とする。

なお、「転換号給」は行政職給料表の3～5級に適用し、対象は保育士以外の行政職とする。

施行日：令和6年1月1日(昇給に影響)

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## ① 最高号給及び転換号給の設定

給料表	対象の級	現行最高号給		改正後最高号給	転換号給(特定号給)
行政職 給料表	1級	32号給	⇒	85号給	設定なし
	2級	80号給	⇒	125号給	設定なし
	3級	53号給	⇒	113号給	56号給
	4級	53号給	⇒	93号給	61号給
	5級	36号給	⇒	93号給	41号給
医療職 給料表 (3)	1級	21号給	⇒	169号給	設定なし
	2級	60号給	⇒	153号給	設定なし
	3級	65号給	⇒	125号給	設定なし
	4級	85号給	⇒	113号給	設定なし

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## <行政職給料表における転換号給設定のイメージ>

3級(主任級)	4級(係長級)	5級(主幹級)
		新最高号給 393,000円(5級93号給)
	新最高号給 381,000円(4級93号給)	
	転換号給 364,600円(4級61号給)	転換号給 365,500円(5級41号給)
新最高号給 350,000円(3級113号給)	現最高号給 358,100円(4級53号給)	現最高号給 358,700円(5級36号給)
転換号給 319,000円(3級56号給)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転換号給までは、標準成績で年4号昇給</li> <li>・転換号給を超えて昇給する場合は、標準成績で年2号昇給(成績により3号以上の昇給が可能)とする。</li> </ul> </div>	
現最高号給 314,300円(3級53号給)		
		289,700円(5級1号給)
	264,200円(4級1号給)	
231,500円(3級1号給)		

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## ②昇給号給数表

＜新制度における転換号給到達者の昇給号給数表＞

成績区分	下半期	I	II	III	IV	V
	上半期					
I		5	4	4	0(2)	0
II		4	3(4)	3(4)	0(2)	0
III		4	3(4)	2(4)	0(2)	0
IV		0(3)	0(3)	0(3)	0(2)	0
V		0	0	0	0	0

※括弧内の数字は、転換号給到達者以外の昇給号給数

※昇給号給数については、規則改正にて対応予定

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## 4 給与改定に伴う会計別所要額

### (1) 影響額の合計

会計	人勧影響額	より発展した 人事給与制度影響額	影響額合計
一般会計	221,841千円	4,219千円	226,060千円
特別会計	5,765千円	172千円	5,937千円
国保	2,595千円	109千円	2,704千円
卸売市場	520千円	13千円	533千円
介護保険	2,516千円	50千円	2,566千円
学校給食	134千円	0千円	134千円
企業会計	16,312千円	307千円	16,619千円
企業局	16,312千円	307千円	16,619千円
計	243,918千円	4,698千円	248,616千円

# 総務常任委員会資料

(議案第138号、議案第140号)

## 4 給与改定に伴う会計別所要額

### (2) 影響額合計の内訳

(単位:千円)

会計	区分	給料	地域手当	期末勤勉手当	影響額計
一般会計	人勤分	95,609	9,574	116,658	221,841
	制度改正分	3,831	388	0	4,219
国保事業	人勤分	1,081	108	1,406	2,595
	制度改正分	99	10	0	109
卸売市場	人勤分	141	14	365	520
	制度改正分	12	1	0	13
介護保険	人勤分	1,123	113	1,280	2,516
	制度改正分	46	4	0	50
学校給食	人勤分	50	5	79	134
	制度改正分	0	0	0	0
企業会計	人勤分	5,669	566	10,077	16,312
	制度改正分	278	29	0	307
合計		107,939	10,812	129,865	248,616